

報告第一号

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された
損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

右の報告をする。

平成二十二年二月十二日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により指定された損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

法律上の義務に関する損害賠償額の決定

七	六	五	四	三	二	一	区分
杉並区堀ノ内三丁目在住 男性	杉並区桃井一丁目在住 女性	杉並区高井戸東四丁目在住 女性	杉並区下高井戸五丁目在住 女性	中野区南台五丁目在住 男性	埼玉県幸手市栄二丁目在住 女性	杉並区上荻一丁目在住 女性	相手方
平成二十一年九月二日	平成二十一年六月十一日	平成二十一年五月十八日	平成二十一年二月二十三日	平成二十一年一月二十六日	平成二十年十二月六日	平成十九年十二月二十五日	事故日
杉並区堀ノ内三丁目	杉並区高井戸東二丁目	杉並区荻窪一丁目	杉並区下高井戸五丁目	杉並区方南一丁目	杉並区高井戸東四丁目	杉並区天沼二丁目	場所
清掃車	区有車	区有車	区有車	清掃車	清掃車	区有車	車 両 等
自転車	小型乗用車	自転車	自転車	自転車	トラック	自転車	相手側
接触	接触	接触	接触	接触	接触	接触	状況
物損	物損	人身	人身	人身	物損	人身	内容
一七、八〇五円	九五、七一八円	四〇、二〇〇円	二〇一、七〇〇円	一九七、四八四円	八一、五二〇円	一二四、九二五円	決定額